

生徒会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は宮城県石巻商業高等学校生徒会と称する。

(目的)

第2条 本会は学校当局と密接不離の関係を有し、生徒相互の敬愛の念をもって会員の自治的活動を活発にし、本校校訓を守り、良き社会人たることを目的とする。

第2章 組織及び任務

(会員)

第3条 本会は宮城県石巻商業高等学校生徒を会員として組織する。

(任務)

第4条 本会は校長並びに職員会議の委任と了承のもとに活動を行うものとし、各組組織部門に所属する顧問が本会運営の指導・援助の任にあたる。

(機関)

第5条 第2条の目的達成のため本会に次の機関を置く。

1. 生徒総会…本会会員が参加し生徒会予算・決算、年間行事計画・報告、クラブ新設、改廃、会則改正など重要事項を審議する最高決議機関である。
2. 執行部…生徒会長(1)、副会長(2)、文化部長(1)、運動部長(1)、書記(1)、会計(2)、庶務からなり、予算案作成、諸行事の計画・運営、各クラブ・委員会指導など会務の推進に関する事項を行う。
3. 評議委員会（ホームルーム運営委員会）…議長(1)、副議長(2)、書記(2)、各クラス2名の評議委員からなり、予算案を先議し、執行部を監視し、生徒総会より委任された事項、緊急を要する事項を議決し、同時に各クラスからの意見を反映させる。
4. 管理委員会…各クラスより1名ずつの委員で構成し、公明正大な立場で会計監査、選挙管理にあたる。委員長1名を置く。
5. 委員会活動として次の11を置く。
 - 生活委員会…各クラスより2名で構成し、本校生徒の自発的な校則の遵守と校内校外における生活の明朗融和に努める。
 - 図書委員会…各クラスより2名で構成
 - 保健委員会…各クラスより2名で構成
 - 交通安全委員会…各クラスより2名で構成
 - 広報委員会…各クラスより2名で構成
 - アルバム委員会…3年各クラスより2名で構成
 - 旅行委員会…2年各クラスより2名で構成
 - 進路委員会…各クラスより2名で構成

LHR委員会…各クラスより2名で構成

石商祭実行委員会…各クラスより2名以上で構成

体育祭実行委員会…各クラスより2名以上で構成

6. 文化部は次の8部に分けられる

ビジネス計算部、コンピュータ部、吹奏楽部、簿記部、茶道部、家庭部、美術部、探究部

7. 運動部は次の11部に分けられる

硬式野球部、陸上部（男・女）、バレー部（男・女）、バスケットボール部（男・女）、サッカー部（男子）、卓球部（男・女）、ソフトテニス部（男・女）、カヌー部（男・女）、剣道部（男・女）、柔道部（男・女）、弓道部（男・女）

（評議員会）

第6条 生徒会長、評議委員会議長、管理委員会委員長は当該機関を代表し、統轄する。副会長、副議長、副委員長は会長、議長、委員長を補佐し、事故ある時はこれを代行する。

（愛好会）

第7条 第5条6・7にかかわる文化部、運動部の増設改廃等の組織変更は評議委員会の審議を経て生徒総会の議決による。

1. 同好者10名以上の活動と顧問、活動場所などの具体的計画案の提出を以って、愛好会設立条件とする。但し、愛好会に対しては本会からの予算支出を行わない。
2. 愛好会として2年以上積極的に活動し、本会の発展に貢献あった場合には部昇格の資格を得る。
3. 3年間継続的に部員数及び活動状況が無に等しい場合は廃部の対象となる。愛好会もこれに準ずる。

第3章 役員選挙

（選挙）

第8条

1. 生徒会長及び評議委員会議長は立候補制とし立候補者が1名の場合は信任投票を行う。
2. 副会長及び副議長の2名については学年を別にしての立候補制とする。なお、立候補者が1名の場合は信任投票を行う。
3. 執行部の書記、会計については新会長に、評議委員会の書記については新議長に一任する。
4. 文化部長については各文化部部長間の、運動部長については、各運動部部長間の互選とする。
5. 管理委員会委員長については、クラス選出の委員間の互選とする。
6. 各委員会の委員長、副委員長、及び各文化部、運動部の部長、副部長は当該メンバーの互選で決定する。
7. 学級の各委員は各学級で良識をもって民主的に決定する。

第9条

1. 信任投票で不信任の票が生徒数の過半数を超えた場合、不信任と判断される。
2. 選挙において無効投票が過半数に達した場合、もしくは信任投票において不信任とされた場合は新たに候補者を募り、1週間以内に再投票を行う。
3. 再投票においても無効投票が半数を超えたり、不信任とされた場合には、評議委員会で候補者を推薦して決定する。

第10条 学級での各委員選出は毎年4月中に行うが、生徒会執行部、評議委員会など役員の任期は11月から翌年10月までの1ヵ年とし、11月に改選を行い、12月中に校長による認証を受ける。

第4章 集会と議決

第11条 生徒総会は年2回実施し、会長がこれを招集する。ただし、評議委員会の議長の要請があれば臨時に招集することもできる。また議事運営には評議委員会の議長以下の役員がこれにあたる。

第12条 評議委員会は毎月1回定例日を設定し、議長が招集する。

第13条 生徒総会ははじめ各集会、各委員会の定足数は3分の2以上とし出席者の過半数の賛成で議案を可決することができるものとする。

第14条 各集会、各委員会決定事項は顧問に報告し、学校と連絡を密にすることを原則とする。

第5章 維持と会則改正

第15条 本会の経費は生徒会会費、入会金、その他の収入を以てこれに充て、会費の保管・出納は学校教職員に委嘱する。

第16条 生徒会会費、入学金については、生徒総会の承認に基づいて徴収する。

第17条 本会の支出規定は別にこれを定める。

第18条 本会則の改正については評議委員会が発議し、生徒総会出席者の3分の2以上の賛成を得て行う。

附則

第19条 本会の運営上必要な事務規定は、生徒会評議委員会に諮って、会長が別にこれを定める。

第20条 本会則は昭和58年5月4日より施行する。